（別添１）

原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の策定についての一部改正について

令和７年１２月２２日
事務次官決定

原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の策定について（平成１３年５月２２日事務次官決定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の決定について	原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の策定について
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成１２年法律第１４８号。以下「法」という。）第３条第１項に基づく原子力発電施設等立地地域の指定及び第４条第３項の規定に基づく振興計画の決定については、法に定めるもののほか、下記の基準に行うものとする。	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成１２年法律第１４８号。以下「法」という。）第３条に定める原子力発電施設等立地地域の指定並びに第４条及び第５条に定める「振興計画」の決定については、法に定めるもののほか、下記の基準に行うものとする。
１．［略］	１．［同左］
２．法第３条第１項に規定する原子力発電施設等立地地域については、原則として、以下の基本方針の下に指定されることが必要である。 ⑴　地域指定については、本法の原子力地域防災の趣旨にかんがみ、原子力発電施設等が設置される市町村のほか、隣接市町村（陸域・海域）及び原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第６条の２第１項）を踏まえ、各都道府県が地域防災計画（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１０号）で定める原子力災害対策重点区域（PAZ「予防的防護措置を準備する区域」及びUPZ「緊急防護措置を準備する区域」）をその行政区域内に有する基礎的自治体は、その対象とすることとする。	２．法第３条第１項に規定する原子力発電施設等立地地域については、原則として、以下の基本方針の下に指定されることが必要である。 ⑴　地域指定については、本法の原子力地域防災の趣旨にかんがみ、立地市町村のほか、隣接市町村（陸域・海域）及びその他原子力安全委員会の定めるEPZ（「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」、昭和５５年６月決定、平成１２年５月一部改訂）をその行政区域内に有する基礎的自治体は、その対象とすることとする。
上記以外の地域を原子力発電施設等立地地域として指定する場合には、法３条第１項第１号に規定する自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要な地域として、以下の一体性の諸条件	上記以外の地域を原子力発電施設等立地地域として指定する場合には、法３条第１項第１号に規定する自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要な地域として、以下の一体性の諸条件

を総合的に参酌することができる。 ⑵　一体性については、以下の三条件（自然的条件、経済的条件、社会的条件）をすべて満たす必要があると考えられる。 ［Ⅰ．～Ⅲ．　略］ ⑶　［略］ 以上の諸条件を、各個別地域の実情に応じて参酌しつつ、自然的経済的社会的一体性が認められる場合は、原子力立地会議の判断により、２．⑴以外の地域を対象とすることもある。 ３．法第４条第３項の規定による振興計画の決定については、以下の基本方針の下に行われることを必要とする。 ［⑴～⑷　略］ 以上の条件を総合的に勘案し、原子力立地会議は、今後振興計画の提出に際して個別的状況を勘案しつつ、調査審議することとする。	を総合的に参酌することができる。 ⑵　一体性については、以下の三条件（自然的条件、経済的条件、社会的条件）をすべて満たす必要があると考えられる。 ［Ⅰ．～Ⅲ．　同左］ ⑶　［同左］ 以上の諸条件を、各個別地域の実情に応じて参酌しつつ、自然的経済的社会的一体性が認められる場合は、原子力立地会議の判断により、立地市町村、隣接市町村地域以外の地域を対象とすることもある。 ３．法第４条及び第５条の「振興計画」については、以下の基本方針の下に策定されることを必要とする。 ［⑴～⑷　同左］ 以上の条件を総合的に勘案し、原子力立地会議は、今後振興計画の提出に際して個別的状況を勘案しつつ、調査審議することとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この決定は、令和７年１２月２２日から施行する。